

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十五号

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「一人」を削る。

第十四条第一項中「前条第一項の」を削り、「該当する者」の下に「又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十二号）第二十条第二項に規定する家賃債務保証業者のいずれか一者」を加え、同条第二項中「前条第一項の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 連帯保証人（法人でない者に限る。）は、規則で定める極度額を限度として、保証債務の履行をする責任を負う。

第二十三条第二項中「一人」を削る。

第五十三条第二項第八号及び第三項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良県営住宅条例第十四条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに連帯保証人となる者について適用する。